

お知らせ（器） 003

平成28年5月31日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、下記の新設コードは、適用年月日を平成28年6月1日に設定していることから、平成28年5月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

平成28年5月31日付け厚生労働省告示第238号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：1コード）

平成28年6月1日適用

| 特定器材<br>コード | 特定器材名       | 金額<br>種別 | 金額      |
|-------------|-------------|----------|---------|
| 710010992   | カスタムメイドプレート | 1        | 813,000 |